

データ提供事業実施にあたってのご注意

- ・市町からの対象者（患者）へ情報提供票等が送られ、それを対象者が持参した場合にデータ提供が行われます。（医療機関から自主的にご提供いただくことはありません）
- ・必須項目が不足しているものは提出できません。
- ・追加項目（HbA1c 又は血清クレアチニン）のデータ提供が任意の市町と必須の市町があります。
 - ※ 追加項目が必須である市町については、基本項目だけのご記入ではご提出いただけませんのでご注意願います。
- ・対象者の検査データが足りない場合は、追加検査を行って提出できますが、必要な追加検査が多い場合などは医療機関のご判断でデータ提供をお断りすることも可能です。
- ・基本項目の単価は、追加検査の有無にかかわらず一律 2,700 円です。
 - ただし、追加項目（HbA1c 又は血清クレアチニン）が必須の市町の対象者に追加検査を行った場合は、その費用が支払われます。
- ・保険診療の要件を満たしていない追加検査の保険請求は認められません。
- ・対象者からの一部負担金は発生しません。（追加検査の費用も徴収できません）
- ・情報提供票等の医療機関での受付は、**2月末日が最終締切り**となります。
- ・情報提供票等の用紙は原則、患者に医療機関へご持参いただきますが、紛失された場合は石川県医師会のホームページよりダウンロード可能です。
(<https://www.ishikawa.med.or.jp/doctor/tokutei/>)
- ※ ダウンロードした用紙には患者の整理番号が印字されませんので、受診券のご確認または市町の担当窓口へのお問い合わせいただくなどして、整理番号をご記入ください。